

## 【添付資料 13】 管理棟の設備一覧

### 1 建築機械設備

No.	設備名称	仕 様
1	給排水衛生設備	・要求水準書「3-4-1 建築機械設備」による。
2	空調設備	・要求水準書「3-4-1 建築機械設備」による。
3	エレベータ 設備	・要求水準書「3-4-1 建築機械設備」による。

### 2 建築電気設備

No.	設備名称	仕 様
1	電灯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LED照明器具を積極的に使用する。</li> <li>・スイッチは金属プレートとし、L付及びリモコンセレクト等の扱い易ものとする。</li> <li>・トイレは人感センサーにより消灯とする。（換気共）</li> </ul>
2	コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属プレート及びE、ET付を使用する。</li> <li>・必要箇所に単独回路を設置する。</li> </ul>
3	拡声設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要箇所にスピーカ及びアッテネータを設置する。</li> <li>・運営事業者用務室へ放送卓及びマイク等の放送に必要な設備を設置する。</li> </ul>
4	情報設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合用事務室に光ケーブル2回線（イントラネット用）を引き込む。</li> <li>・連合用事務室のONU（光成端箱）に接続できる様に光ケーブルを成端し、ONUの2次側配線配管も敷設する。（なお、別途敷設工事業者と協議する）</li> <li>・棟内の無線LAN設備の環境を整える。</li> </ul>
5	電話交換設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合用事務室に光ケーブル2回線（電話用）及びアナログ2回線（FAX用）を引き込む。</li> <li>・居室に電話機を設置する。</li> <li>・連合用事務室には停電対応多目的電話を設置する。</li> <li>・内線で運営事業者と連絡が可能とする。</li> <li>・電話回線を後に増設できる様に配慮する。</li> </ul>
6	テレビ共聴設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合用にテレビを受信できるアンテナ等を設置する。</li> <li>・連合用事務室及び見学者研修に必要なサイズのテレビを設置する。（壁掛ハンガー共）</li> </ul>
7	入退館設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エントラスは自動扉とする。</li> <li>・エントラス及び通用口にカメラ付インターホンを設置する。</li> </ul>
8	映像音響設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見学者の研修が行える以下の設備を設置する。</li> <li>高輝度プロジェクタ×2基（1基は天吊りとする）</li> <li>大型スクリーン×2基（電動式）</li> <li>補助モニタ、オーバヘッドカメラ、PC（ソフト共）</li> <li>ワイヤレスマク、スピーカ、レクチャー机</li> <li>音響アンプラック（CD、DVD及びBD対応） 等</li> </ul>
9	非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合用事務室のPC及び周辺機器にはUPS等を設置し、停電時のバックアップが図れるものとする。</li> </ul>